

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2020年7月15日
理事長 清野 智

訪日外客数（2020年6月推計値）

～ 6月：前年同月比99.9%減の2,600人～

- 2020年6月の訪日外客数は、2,600人（前年同月比99.9%減）となり、9か月連続で前年同月を下回った。
- COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大により、日本において検疫強化、査証の無効化等の措置が引き続き取られていること、また、多くの国においても海外渡航制限等の措置が取られていること等が、3か月連続で、22市場全てで訪日外客数がほぼゼロに近い数字となる要因となった。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に旅行需要が停滞している状況にあり、感染症の推移とともに今後の市場動向を注視していく必要がある。

* 2020年4月分の公表から、メキシコ及び中東地域（イスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート））の推計値の公表を開始した。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」内からダウンロード可能である。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2020年）（PDF・Excel）」

* 最新の市場動向トピックスは、下記リンクからダウンロード可能である。

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

※5・6月のトピックスは2020年7月末頃に掲載予定。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2020年 訪日外客数・出国日本人数

2020 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2020年7月15日
15/Jul/2020

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2020	伸率 Change %	2019	2020	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	2,661,022 (2,287,755)	-1.1 (-2.4)	1,452,157	1,380,762	-4.9
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	1,085,147 (898,976)	-58.3 (-61.6)	1,534,792	1,316,820	-14.2
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	193,658 (119,645)	-93.0 (-95.0)	1,929,915	272,697	-85.9
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	2,917 (776)	-99.9 (-100.0)	1,666,546	3,915	-99.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	* 1,700	* -99.9	1,437,929	5,539	-99.6
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)	* 2,600	* -99.9	1,520,993	* 10,700	* -99.3
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)			1,659,166		
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)			2,109,568		
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)			1,751,477		
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)			1,663,474		
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~6 Jan.-Jun	16,633,614 (14,809,125)	* 3,947,000	* -76.3	9,542,332	* 2,990,400	* -68.7
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。具体的には、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員上陸数は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2020年6月 訪日外客数 (JNTO推計値)

Visitor Arrivals for Jun. 2020 (Preliminary figures by JNTO)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 6月	2020年 6月	伸率 (%)	2019年 1月～6月	2020年 1月～6月	伸率 (%)
総数	Grand Total	2,880,041	2,600	-99.9	16,633,614	3,947,000	-76.3
韓国	South Korea	611,867	100	-100.0	3,862,658	477,800	-87.6
中国	China	880,651	300	-100.0	4,532,465	1,022,900	-77.4
台湾	Taiwan	461,085	50	-100.0	2,480,849	689,760	-72.2
香港	Hong Kong	209,030	10人未満	-100.0	1,097,889	344,910	-68.6
タイ	Thailand	62,984	10	-100.0	683,595	215,340	-68.5
シンガポール	Singapore	47,264	10人未満	-100.0	214,083	54,790	-74.4
マレーシア	Malaysia	30,534	10	-100.0	237,929	74,740	-68.6
インドネシア	Indonesia	49,290	20	-100.0	215,873	69,730	-67.7
フィリピン	Philippines	46,842	50	-99.9	295,120	104,350	-64.6
ベトナム	Vietnam	35,419	100	-99.7	253,247	111,500	-56.0
インド	India	15,359	70	-99.5	92,940	22,540	-75.7
豪州	Australia	37,283	10	-100.0	326,906	142,660	-56.4
米国	U.S.A.	175,491	100	-99.9	875,124	214,200	-75.5
カナダ	Canada	25,402	20	-99.9	183,769	52,760	-71.3
メキシコ	Mexico	5,676	10人未満	-100.0	31,624	9,360	-70.4
英国	United Kingdom	25,801	30	-99.9	185,698	49,810	-73.2
フランス	France	21,317	20	-99.9	160,310	41,320	-74.2
ドイツ	Germany	15,697	10	-99.9	118,479	28,620	-75.8
イタリア	Italy	11,357	10人未満	-99.9	74,768	13,140	-82.4
ロシア	Russia	8,844	10人未満	-100.0	55,940	20,770	-62.9
スペイン	Spain	9,762	10	-99.9	51,422	11,270	-78.1
中東地域	Middle East	7,747	30	-99.6	46,070	7,080	-84.6
その他	Others	85,339	1,630	-98.1	556,856	167,650	-69.9

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2019年の数値は暫定値、2020年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。具体的には、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員上陸数は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート)を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：129の国、地域(7月1日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2019 are provisional, while figures for 2020 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(129 countries or regions are subject to denial of landing as of July 1st).

地域別訪日旅行市場の概況

1. アジア

①東アジア

- **韓国**は、前年同月比 100.0%減の 100 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により 3 月 9 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等により、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。韓国においては、7 月 1 日から 19 日までを「2020 特別旅行週間」と位置付けるなど韓国政府が国内旅行需要活性化に向けた取り組みを行っているものの、海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報は 7 月 19 日まで延長されており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- **中国**は、前年同月比 100.0%減の 300 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、1 月 27 日以降、中国政府の通達により団体ツアー及び航空券とホテルのパッケージ商品の販売が禁止されていること、4 月 21 日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の渡航は実質的に不可能な状況が続いており、日本側でも 3 月 9 日以降、検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等により、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。中国においては、3 月 29 日から実施された「5 つの 1 政策（1 航空会社、1 カ国、1 路線、1 週、1 便に限定する措置）」が 6 月 8 日から各路線週 2 便までの増便許可に緩和され、日本への直行便については 6 月の月初の週 9 便から月末は週 10 便へと増加したが、7 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。
- **台湾**は、前年同月比 100.0%減の 50 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 17 日以降、台湾における日本への渡航警戒レベルが更に引き上げられたこと等に加え、4 月 3 日以降、日本における検疫強化、上陸拒否の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。台湾においては、観光業の回復に向けた計画が発表されており 7 月 1 日から台湾域内観光が促進されているものの、旅行業界に対する海外団体旅行取扱中止勧告は 7 月 31 日まで延長されており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- **香港**は、前年同月比 100.0%減の 10 人未満であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 9 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと、3 月 17 日以降、香港政府が中国本土、マカオ、台湾を除く全ての国・地域への渡航警戒レベルを引き上げ海外渡航の自粛を要請したこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。香港においては、香港、広東省、マカオの 3 地域の入境規制緩和に合わせて導入された「健康コード」の運用が開始される見込みとなっているが、日本を含む全ての国・地域からの入境者に対する 14 日間の強制検疫措置は 9 月 18 日まで延長されており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

- タイは、前年同月比 100.0%減の 10 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、2 月 17 日にタイ政府が日本を含む 6 か国・地域に対する「不要な渡航延期の勧告」を発出したこと、3 月 26 日にタイ全土で非常事態宣言が発令されたこと等に加え、3 月 28 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。タイにおいては、経済活動の制限が一部緩和され、タイ行き航空機の運航も 7 月 1 日から条件付きで再開が許可されたが、非常事態宣言は 7 月末まで再延長されており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- シンガポールは、前年同月比 100.0%減の 10 人未満であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 23 日以降実施されていた海外滞在者に対するシンガポールへの入国規制が継続されていることに加え、3 月 28 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。シンガポールにおいては、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっているものの、6 月 8 日からは中国の指定都市から一部公用・商用旅行での入国も可能となっており、日本を含む一部の国に対しても同様の措置の導入が検討されている。
- マレーシアは、前年同月比 100.0%減の 10 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 18 日以降マレーシアにおいて発令されている活動制限令による出国禁止が継続していること等に加えて、3 月 28 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。6 月 19 日にマレーシア保健省が日本を含む 6 か国について合意がまとまれば活動制限令が終了する 8 月 31 日を待たずに国境を開放する可能性があるとの見通しを示したものの、引き続き海外渡航は禁止されており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- インドネシアは、前年同月比 100.0%減の 20 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 3 日以降、インドネシアにおいて、日本への渡航警戒レベルの引き上げ等があったこと、3 月 28 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。インドネシアにおいては、6 月 8 日よりジャカルタ周辺での大規模社会制限が一部解除されたものの、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- フィリピンは、前年同月比 99.9%減の 50 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 15 日以降フィリピンにおいて実施された都市封鎖、外出禁止措置等は 6 月 1 日以降制限が緩和されたものの、都市間の移動は引き続き制限され、旅行目的での移動は認められていないことに加え、3 月 28 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。フィリピンにおいては、新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にあり、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。

- **ベトナム**は、前年同月比 99.7%減の 100 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、1 月末以降ベトナム政府及び観光関係団体による感染予防措置が取られたほか、3 月 13 日以降、在ベトナム日本国大使館における査証発給が制限されたこと、また、3 月 28 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっているものの、6 月 19 日に日越政府は、両国間の出入国の制限を部分的・段階的に緩和していくことで合意した。
- **インド**は、前年同月比 99.5%減の 70 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月中にインド政府より発令された海外渡航中止勧告が継続していること等に加え、4 月 3 日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。インドにおいては、外出禁止令は 6 月 1 日から解除され始めたものの、感染者数の拡大により一部の州で規制の強化等が実施され、国際民間旅客航空便の着陸停止措置も 7 月 31 日まで継続となっており、日本への直行便は 7 月 31 日まで運休となっている。

2. 豪州、北米

- **豪州**は、前年同月比 100.0%減の 10 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 18 日以降、豪州において、海外渡航禁止が発令されたこと等に加え、4 月 3 日以降、日本における検疫強化、上陸拒否の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。豪州においては、5 月 8 日に豪州政府が発表した制限緩和措置に基づき、州内及び一部の州外旅行から順次許可されているものの、海外渡航禁止措置は続いており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- **米国**は、前年同月比 99.9%減の 100 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 19 日以降、米国において、外国への渡航中止勧告が発令されたことに加え、3 月 26 日以降、日本における検疫強化、上陸拒否の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。米国においては、6 月下旬から主に西部や南部を中心に感染者数が増加傾向にあり、経済活動を再開していた多くの州で再び規制に踏み切るなど社会経済活動に大きな影響が出ており、夏ごろまでのクルーズも中止となっている。また、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- **カナダ**は、前年同月比 99.9%減の 20 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3 月 14 日以降、カナダ政府による外国への不要不急の渡航制限が実施されたこと等に加え、4 月 3 日以降、日本における検疫強化、上陸拒否の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。カナダにおいては、東部の州では引き続き感染者数が増加傾向にあり、海外旅行需要が回復するまでには相当の時間がかかると見込まれており、日本への直行便は 7 月も大幅な運休・減便となっている。
- **メキシコ**は、前年同月比 100.0%減の 10 人未満であった。新型コロナウイルス感染症の拡大

により、3月末以降、メキシコ政府による衛生緊急事態宣言に伴う外出自粛等の実施や感染状況のフェーズの引き上げに加え、4月3日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。メキシコにおいては、6月1日から感染症の状況のフェーズに合わせて経済活動が再開されているが、感染者数は拡大しており、訪日については回復の目途は立っておらず、日本への直行便は7月も多くは運休・減便となっている。

3. 欧州

- **英国**は、前年同月比 99.9%減の 30 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3月17日以降、英国において外国への渡航禁止勧告等が発令されたことに加え、3月21日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。英国においては、政府が7月4日以降国外旅行の制限を緩和し、7月10日以降日本を含む一定の国・地域からイングランド地域へ入国する渡航者に対しては、14日間の自己隔離を免除することを発表したものの、日本への直行便は7月も大幅な運休・減便となっている。
- **フランス**は、前年同月比 99.9%減の 20 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3月17日以降フランスにおいて発令されていた外出制限措置は、6月2日以降ほぼ全面解除されていたものの、日本を含む欧州域外の国境の移動制限は継続されていたことに加え、3月21日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。フランスにおいては、EU（欧州連合）が域内への渡航を可能とするべき対象として指定した 15 か国のうち 13 か国（日本を含む。）に対する国境の移動制限が7月1日付けで解除され、日本への直行便は一部で復便の動きが見られるものの、7月も大幅な運休・減便となっている。
- **ドイツ**は、前年同月比 99.9%減の 10 人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、欧州域外への渡航についてはドイツ政府が不要不急の外国への渡航取りやめ要請（外国旅行中止警告）を延長したことに加え、3月21日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。ドイツにおいては、EUが域内への渡航を可能とするべき対象として指定した 15 か国（日本を含む。）のうち7月2日付けで 8 か国の受け入れを許可したものの、日本からの渡航受け入れについてはドイツから日本への受け入れを許可することを求める相互条件が合意には至っておらず、引き続き外国旅行中止警告の対象となっていることもあり、日本への直行便は7月も大幅な運休・減便となっている。
- **イタリア**は、前年同月比 99.9%減の 10 人未満であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3月10日以降イタリア全土に発令されていた移動制限は、6月に入り国内州間移動や欧州域内の移動について解除されたものの、欧州域外への移動は引き続き制限されていることに加え、3月21日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等も

あり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。イタリアにおいては、7月1日以降、EUが域内への渡航を可能とするべき対象として指定した15か国のうち14か国（日本を含む。）からの入国者受け入れを決定したが、14日間の自主的隔離義務並びに健康観察の義務は維持されており、日本への直行便は7月も運休となっている。

- **ロシア**は、前年同月比100.0%減の10人未満であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3月20日以降、ロシアにおいて外国への渡航禁止要請、主要都市における外出禁止措置等が発令されたこと等に加え、4月3日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。ロシアにおいては、7月1日から国内旅行が正式に解禁されたものの、海外渡航規制の緩和の時期は引き続き明確になっておらず、日本への直行便は7月も運休が継続している。
- **スペイン**は、前年同月比99.9%減の10人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3月14日以降、スペイン全土を対象とし発令されていた警戒事態宣言は6月21日をもって解除されたものの、欧州域外からの入国は引き続き制限されていることに加え、3月21日以降、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。スペインにおいては、7月4日以降、EUが域内への渡航を可能とするべき対象として指定した15か国（日本を含む。）に対する入国制限が解除されているものの、日本への直行便は7月も運休となっている。

4. 中東地域

- **中東地域**は、前年同月比99.6%減の30人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大により、3月18日以降、アラブ首長国連邦において海外渡航禁止が発令される等、中東地域各国で国外へ渡航が規制されていること等に加え、3月28日以降、中東地域各国も順次、日本における検疫強化、査証の無効化等の対象となったこと等もあり、訪日者数は前年同月を大幅に下回った。中東地域においては、感染拡大を制御しつつ経済活動を再開しようとする機運が見られるものの、一部の国において感染者数の増加が続いており、訪日については回復の目途は立っておらず、日本への直行便は7月も大幅な運休・減便となっている。